



老朽危険建物の解体費用を助成します

建設課建設管理係 ☎75-4987

空家などが長期にわたって放置され、適正に管理されないまま老朽化すると、瓦や外壁が落下したり、倒壊したりして、近隣の人や通行人に危険が及ぶ恐れがあります。また、防災や防犯、景観、衛生などの面でも、周囲の環境に悪影響を与えます。

市民の皆さんの安全な生活環境や、まちの良好な景観を維持するために、老朽化して危険性の高い建物を解体する費用を助成します(予算の範囲内)。

■ 対象となる建物

周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造または軽量鉄骨造の建築物。隣接地に与える影響や破損の程度などについて事前に判定を行い、基準を満たしているもの。
※既に工事の契約や着工しているものを除きます。

■ 対象者 (以下3つの要件を満たすもの)

- ・ 建物の所有者、または相続関係者
- ・ 市内の工事施工者が解体工事を行うもの
- ・ 市税に滞納がない者



■ 助成金額

解体費用の2分の1 (上限: 50万円)

■ 募集件数

先着順 (5件程度)

危険なブロック塀等の撤去費を補助します

建設課建設管理係 ☎75-4987

市では、地震等により倒壊したブロック塀等が、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀等の撤去費用を補助します(予算の範囲内)。
※ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック造、組積造(石造、れんが造、コンクリートブロック造等)による塀のことです。

■ 対象となるブロック塀等

市耐震改修促進計画に定める避難路(国・県・市道や通学路)に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れまたは傾きが認められる等、特に危険な状態にあるもの。

※現地調査を行い、市で定める「ブロック塀等の診断カルテ」で基準を満たしているものに限る。

※既に工事の契約や着工をしているものは補助の対象になりません。

■ 対象者 (以下3つの要件を満たすもの)

- ・ ブロック塀等の所有者または相続関係者
- ・ 市内の工事施工者が撤去工事を行うもの
- ・ 市税に滞納がない者

■ 補助金額

撤去費用の2分の1 (上限10万9千円)

■ 募集件数

先着順 (5件程度)



補助を受けるためには、必ず市と事前の協議が必要となります。また、事業年度の2月末までに事業完了の報告をお願いします(令和5年4月以降の次年度においても予算の範囲内で引き続き受け付けます)。